

情報通信産業振興地域(沖縄振興特別措置法)

①対象地域

* 沖縄振興特別措置法第28条

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町 *平成24年4月1日現在

②減収補てん措置の対象

* 沖縄振興特別措置法第32条

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第1号及び第3号

対象設備設置者(③)について、対象設備である家屋・償却資産、家屋の敷地である土地に対して課す固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合

* 土地⇒取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合

③対象設備設置者

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第1号及び第3号

* 旧沖縄振興特別措置法附則(平成24年3月31日法律第13号)第3条

情報通信産業振興地域の指定日(平成24年5月24日)から平成29年3月31日までの間に、対象設備(④)を新設又は増設した者

* 旧情報通信産業振興地域は、平成24年4月1日から平成24年5月23日の間は、情報通信産業振興地域とみなされる(旧沖縄振興特別措置法附則(平成24年3月31日法律第13号)第3条の'みなし規定')。

④対象設備の要件

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第1号及び第3号

情報通信産業(⑤)又は情報通信技術利用事業(⑥)の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

⑤情報通信産業

* 沖縄振興特別措置法第3条第6号

- 情報記録物の製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)
- 電気通信業
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- 放送業(有線放送業を含む)
- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業

⑥情報通信技術利用事業

* 沖縄振興特別措置法第3条第8号

情報通信産業以外の業種に属する事業者が、情報通信技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業等